

河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の一部変更について

関東地方整備局長

河川敷地占用許可準則第22第1項及び同第2項の規定に基づき、平成30年3月20日付けで指定等を行い、平成31年3月1日付け及び令和2年2月19日付けで一部変更した、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）並びに都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）の一部を次のとおり変更する。

第1 都市・地域再生等利用区域

1. 指定範囲

一級河川利根川水系首都圏外郭放水路で別図に示す区域

3. 指定変更年月日

令和3年6月29日

第2 都市・地域再生等占有方針

1. 都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設

- 1) 調圧水槽
- 2) 首都圏外郭放水路管理支所（操作室）
- 3) 龍Q館（エントランス、会議室、展示室説明室、地底体感ホール等）
- 4) 多目的広場
- 5) 庄和排水機場
- 6) 第一立坑
- 7) 第二立坑（換気棟含む）
- 8) 第三立坑（中川流入施設、管理棟トイレ、発電機室含む）
- 9) 第四立坑（換気設備棟含む）
- 10) 第五立坑（電気室トイレ含む）
- 11) 第一工区～第四工区トンネル及び連絡トンネル
- 12) 調圧水槽最奥部（インペラ）、通路、階段【追加】
- 13) 上記施設と一体をなす照明・音響施設等
- 14) 上記施設と一体をなすオープンカフェ、飲食店、売店等